12　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成27年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成27年7月14日　人事院事務総長　永長　正士

1　試験の名称　平成27年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）

2　試験の区分　教養

3　対象官職　政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員の官職その他これらに類する官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として下記の俸給月額を支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）
行政職俸給表㈠　２級１号俸	181,200円
専門行政職俸給表　１級17号俸	182,300円
税務職俸給表　２級１号俸	208,200円
公安職俸給表㈠　３級５号俸	203,100円
公安職俸給表㈡　２級１号俸	208,200円
研究職俸給表　２級５号俸	197,000円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　昭和60年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた者

⑵　平成７年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成28年３月までに大学を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び総合論文試験

⑵　試験の実施日　平成27年９月27日（日）

⑶　試験地　東京都及び大阪市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成27年10月14日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局（それぞれの所在地は11⑴に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　政策課題討議試験、企画提案試験及び人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成27年11月10日（火）から平成27年11月18日（水）の間で、第１次試験の合格通知の際に指定する連続した２日間

⑶　試験地　さいたま市及び東京都

8　英語試験　平成22年４月１日以後に受験したＴＯＥＦＬ（iBT）、ＴＯＥＩＣ（公開テストに限る。）、ＩＥＬＴＳ又は実用英語技能検定のいずれかの成績を有する受験者には、最終合格者決定の際に、その成績に応じて、総得点に15点又は25点を加算する。加算を求める場合には、第２次試験（人物試験）の際に成績を証する書面の原本を提示し、及びその写しを提出すること。

9　最終合格者発表　平成27年12月11日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

なお、受験の申込みの受理後における第１次試験の試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成27年８月５日（水）９時から平成27年８月19日（水）までとし、平成27年８月19日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者で、受験申込用紙の交付を受けた者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に郵送又は持参により平成27年８月５日（水）又は平成27年８月６日（木）に提出すること。郵便又は信書便による申込みは、平成27年８月６日（木）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

（第１次試験の試験地）	（申込先）
東京都	人事院関東事務局　〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
大阪市	人事院近畿事務局　〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、第１次試験を実施する試験地を管轄する人事院の地方事務局（それぞれの所在地は11⑴に掲げる。）に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。